

平成21年度 第3回 大垣市景観遺産審議会 会議録

<p>日 時：平成21年11月18日（水）午後1時30分から午後6時00分 場 所：大垣市役所 本庁1階 第4会議室 議 題：大垣市景観遺産の指定について</p>	
<p>出席者（敬称略） （委員） 溝口 正人（会長）、高木 朗義（会長代理） 坂東 肇、杉原 重明、森川 賢治 【計5名】 （市及び事務局） 安田 浩二（都市計画課長） 真鍋 和生（都市計画課景観整備係長） 三宅 忠・山田 嘉隆（都市計画課景観整備係） 【計4名】</p>	
事務局	<p>※開会にあたって（会長へ議事進行をお願いするまでの間、議事を進行）</p> <p><議事進行については、大垣市景観条例施行規則第39条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行う。></p>
会 長	<p>（会長あいさつ（略））</p> <p>※本日の審議会は、大垣市景観遺産候補物件の審議となり、大垣市情報公開条例第6条に定める非公開情報についても審議することになるため、非公開とすることを報告 ※議事録署名者として、杉原委員を指名 ※本日は、第2回審議会に引き続き、「大垣市景観遺産の指定について」を議案とすることを報告</p> <p>※事務局に対し、議案審議①「大垣市景観遺産の指定に係る委員選考結果について」の説明を要請</p>
事務局	<p>※大垣市景観遺産指定実施要綱が平成21年11月4日付で施行されたことを報告 ※大垣市景観遺産の指定に係る委員選考結果について説明（略）</p>
会 長	<p>○委員の皆様には、公募分と事務局推薦分を合わせた景観遺産候補物件の中から、「景観遺産に該当するのではないかと思われるもの」、「これははたしてどうなのだろうか」という「？」印</p>

の付くもの、また、前回の審議会の後に委員の皆様へ足をお運びいただいた船町と同様に、ある種、群として景観を形成しているものについては「くくり」としての案等について、委員からご提出いただいた結果を、事務局から報告いただきました。

○私もこれらの印を付けるのは非常に難しかったのですが、例えば「？」印ですが、寺社それだけでどうなのか、ということがあります。これが景観上という話になると、お庫裡もありますし木々もあり、ある種ひとかたまりの景観を形成していることができます。社殿は比較的新しかったりすると、そういったものをどう評価するかということもあります。

○また、「くくり」で整理いただいたところですが、景観という大きな構えからいうと、灯籠のようなものが一つあるだけではどうなのか。ところが、周辺を少し引いて「くくり」として見てみると、景観上一つの資産として評価できるのではないかと、いうように、私個人としてもなかなか難しいと改めて感じました。

○「くくり」として一番大きいものは■■■■と、そこから一連になってくる部分もありますが「湊」の関係になります。こういったものは、個別でもいくつか上がっていますが、ある程度「くくり」として考えられるものであると、皆さまからご意見を頂いております。

○それから、■■■■関係等は、ある程度固まったところに集中しているということですし、水都大垣の豊富な水の象徴である「湧水」については、このような共通項でくくれるのではないかと、いうことで印を付けております。

○こういったものは点在しているけれど、事象としては大垣を特徴付けるものであると思います。その中で、こういった「くくり」の中でピックアップするもの、そうでないものを選択することもできると思います。

○また、「上石津地域」であると非常に大きな「くくり」といいますか、どのように整理していくかということは、皆さんにご議論いただくべきところであるかと思っております。

○また、「？」印を付けていただいておりますが、こういったものはどうなのかと、委員の皆様もお迷いになられたところだと思われまして、そして、私も付けさせていただいておりますが、二重丸については、これはピックアップすべきであろうというもの等、かなりいろいろなかたちで印を付けていただいております。

<p>会 長</p>	<p>○最終的には、くくっていくのかそうでないのか、 であると、個人的には、くくっていかないと個別での評価というのは難しいと思います。一つ一つの町家を拾っていくとすると、市内の他の場所にもいくつか同様のものが残っていますので、連なっていることに価値を見出していくべきであろうと。それは景観という視点からは、当然そういった考えにもなるだろうと考えます。同様のことは でもいえると思います。</p> <p>○委員の皆様には膨大な数から印を付けていただきましたが、全体で感じたことなどから、導入として入りたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>○この表には、私が一番「？」印が多いのですが、私の場合は、まず最初に外すものを外しておかないと難しいと思いました。外したものはどういうものかという、単体のもので、今回上げるにしてもある程度のまとまりの景観というかたちで決めていくということであれば、そういったものは外して、「くくり」であるもの、一個でもシンボリックなもの、そのようなものをとりあえず上げて、その後残ったものを、今後検討していけば良いのかなと思いましたので、とりあえず「？」印をたくさん付けています。</p> <p>○私の方向性としては、他の委員が印を付けられたもので「くくり」があるものでしたら、残す方向で考えていけば良いのかなと思います。</p> <p>○とりあえず、そのようなかたちで決めておいて、来年も景観遺産はあるので、残ったものは今後検討するという事で、置いておいても良いと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>○まず、近くの良くわかっているものはすぐ印を付けられたのですが、見ていないものはどのように選んだら良いか迷いました。これまでのカンや、お寺など行ったことのあるもので、これはというものに印を付けさせていただきました。</p> <p>○印を付けていないものも多いですが、せっかく皆さんが応募したものですので、機会があれば一度そういうものを見させていただいてから判断すれば良いのではないかと思いました。また、二重丸についても、詳しくわからないので付けておりません。</p>
<p>委 員</p>	<p>○例えば ですと、たくさん候補が上がっていますが、実際こ</p>

	<p>の間歩いてみますと、数年前と比べるとだいぶん家が建て替わっているなと感じました。もっと古い家がずっと建ち並んでいると思っておりましたので、何らかのかたちで保存しないと、忘れられてしまうのではないのでしょうか。</p> <p>○また、なるべく建物と美濃路というように、墨俣地域でもそうですが、水屋と鎌倉街道というようなつながりをなるべく見付けようと思ひまして、 だけでなく と というかたちで考えないと景観として寂しいかなということを選びました。</p> <p>○上石津は良くわからないところがありますが、 は、先日雑誌を見ておりましたら、秋の紅葉ということで紹介されておりましたし、 を是非推薦したいとも思いました。</p> <p>○いずれにしても、結果を見ると、まとまってきているなど、感じました。</p>
委員	<p>○委員の皆様それぞれの専門分野からお選びいただいておりますが、ばらつきが大きいという感じはしませんでした。イメージとしての統一のようなものはありますし、それでもここに上がってきたものは、それだけの価値があるのではないかということですので、多くの印が付いたものは認めるだけの価値があるものと考えて良いのではないかと思います。</p>
委員	<p>○私も現地はほとんどわかりませんので、台帳にある写真とコメントを頼りにずっと見させていただきました。コメント等でそこにその地域の風土が感じられるものは積極的に評価しようというかたちにしましたし、逆にコメントで個人的だったものには「？」印を付けさせていただきました。</p> <p>○やはり、エリアというものが大切であると前回は申し上げましたが、そういう視点で少し整理させていただいた一方で、単独でもエリアの景観を象徴するような、拠点と成り得るシンボリックなもの、そういうものは単独であっても評価しました。写真ですので、ある一場面のカットでしかないのでも周りは見えていない部分もあるのですが、その辺りはコメント等も参考にしながら選びました。</p> <p>○結果を全体的に見させていただきますと、3人以上が印をつけたものは76物件ということで、それなりに私が持っていたイメージと他の皆さんが持っていたイメージとはそんなに離れていないなど、安心しています。</p>

<p>会 長</p>	<p>○付けていただいた印も、出していただいたものは、もうそれで投票が済んでいるので終わりだということではなくて、委員の皆さんに意見を出していただく中で、これなら「○」印になるだろうということもあると思います。</p> <p>○委員は、まずは「？」として外していくということでしたが、私はどちらかという逆で、ちょっと良くわからないけれど、何かありそうなので「○」を付けておこうかというくらいのものでした。</p> <p>○事務局推薦物件のところ、樹木関係の文化財に指定されているもので、周辺の様子がわからないものも、写真でお寺の本堂と木が写っているものは、周辺の風景の核になっているかもしれないということで、「○」を付けています。他の委員は「？」を付けているものもあり、その辺りも含めて、とりあえず付けてみないとわからないということもあります。</p> <p>○それでも、結果的にはそれほど大きなばらつきはなかったのかなという感じはしております、今後は、事務局から以前素案としてお示しいただいた、3名以上の委員が「○」を付けているものということで、「くくり」をしていきますと、資料3の13ページのようになります。</p> <p>○物件としては76件ありますけれど、■■■■や■■■■のように「くくり」という考えのものもあります。</p>
<p>委 員</p>	<p>○一つよろしいでしょうか。例えば、■■■■は皆さんが「○」を付けてみえますので、■■■■なり、■■■■なり、■■■■はそれ一つだけで景観として成り立つのかなと考えを改めています。</p> <p>○■■■■は、もしこれが景観遺産として決まった場合、これだけではなく、■■■■には■■■■もありますし、池もあります。この池は■■■■とって、堤防が決壊した時にできた池です。そして堤防上には、■■■■もあります。それらすべてを含めて選考するというのであれば賛成です。</p>
<p>会 長</p>	<p>○委員がおっしゃったように、「付けてはみたものの」ということもあります。例えば平野部の元々の川が蛇行してしまっていて、蛇行していた跡が残って池になっているところもあるでしょうし、今のお話のような周辺との歴史的な文脈というようなものが、いま一つ資料だけでは良くわからなかったものもあると思います。</p>

<p>会 長</p>	<p>○印を付けたものの吟味も必要ですけど、推薦していただいたものの中で、3名以上の委員に印を付けていただいたものは、きちっと俎上に載せて議論していこうと思うのですが、2名あるいは1名の委員の推薦のもので、今の委員のご発言のように、このような評価からいって景観遺産として上げられるべきではないかというような、ある種応援演説のようなものを、委員の皆様のご専門に立った情報の提出といえますか、そういったものをお願いできますでしょうか。</p> <p>※1～2名の委員から推薦のあった景観遺産候補物件について、各委員より、それぞれの立場から意見を述べていただく。</p>
<p>事務局</p>	<p>○ちょっとよろしいでしょうか。先ほどから景観遺産の議論の中で、事務局から推薦させていただいている文化財については、最初から景観遺産に入っていると考えています。文化財指定されているということは、文化庁なり市なり教育委員会が、後世にそれを示そうという意思表示をしているものです。</p> <p>○先ほどから議論していただいている、文化財の門がどうなのかということ、周りの風景から見られるとつらいのですが、「景観まちづくりの風景」を指定するということではなくて、単体そのものということで、先ほど委員がおっしゃられた「こういう建物は残してもらいたい」というものが1個あれば、それは指定すれば、周りのまちづくりの刺激になるという発想でよいと思います。</p> <p>○ですから、周りが良くないから指定しないということであれば、妻籠や馬籠のような所しか指定できなくなってしまいます。景観遺産の概念を幅広くとっていただくと、樹木であれ、公共施設であれ、後世に伝えていきたい、何らかのアピールをしているものは、残したいという候補の中に上げていくというかたちで進めていただきたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>○推薦の物件については、文化財ではあるけれど、天然記念物とか建造物というものは、その視点での文化財的な価値です。そうすると、建造物は移築しても良いのですね。そこになくても良いものです。</p>
<p>事務局</p>	<p>○もともと景観遺産の中には文化財というものを基本においていってもいいのではないかとということで、会長が言われた移築</p>

	<p>しても価値が残るものが景観としてどうかということは考えていませんでした。そのものに価値がありますので、どこに行っても価値があると思っておりましたので。</p> <p>○天然記念物の木は、当然ながら皆さんが価値を認めて天然記念物になっているので、それだけで景観遺産として認めても良いのではないかという視点です。</p> <p>○周りと調和している部分や、その場所にいるかという視点は抜けているのですが。</p>
会 長	<p>○文化財として指定されているものは、その残すべき価値は行政の側で責任を持って保持されている。極論すると、周辺の木を切り倒してなくなっても、その木が残っていれば良い。</p> <p>○景観遺産という観点から天然記念物を見直したとき、そのものだけが一本立っていて、景観として効いているのか、有効な存在になり得ているのかというのは、フィルターをかけてみたときにどうなのでしょう。景観遺産に上げなくても、そのものは守られるものです。</p>
事務局	<p>○文化財は議論の対象から外すというのはいかがでしょうか。</p>
会 長	<p>○それは行政の側の保護の対象となる意味では議論から外すのは可能ですが、俎上に上げる以上は議論しなければならないと思っていました。</p>
事務局	<p>○一般の方は気付いていないけれど、文化財はまだこんなにありますという意味で推薦しましたので、当然俎上には上がるのでしょうか、景観遺産として指定する意義を持つものなのか、それとも、全く別の観点から要らないよということは、どこかで結論付けていただきたいと考えています。</p>
会 長	<p>○景観遺産というものを今後どういったものにリンクさせていくかということだと思いますが、そのものをアンタッチャブルにするという手もありますが、逆にいうと、文化財の中から景観遺産をピックアップするということは、その周辺も含めて景観的なものを守っていかなければならない責任を行政の側が負います。</p> <p>○極論すると、場合によっては、文化財でもそれは負わなくていいものもあります。樹木に関していえば、その樹木を守ってい</p>

事務局	<p>かなければならないだけであって、隣りの本堂がコンクリート製に変わろうが、周りの樹木が変えられようが、天然記念物の指定からいえば、何も影響はないし、ストップもかからないし、かけられない。</p> <p>○ところが景観遺産という観点を導入すると、隣接する境内地の本堂も含めて、周辺から見た境内が、その時代を示すシンボルであるということで景観遺産という付箋をはられた場合、どう行政の側が取り扱っていくか、責任を取らなければならない。</p> <p>○「〇〇寺の木」という例がありました、「〇〇寺の木」は〇〇寺も含めて議論していただいたほうが良いということで、木だけの議論ではないということはわかりました。</p> <p>○ただし、公共施設である道路が上がっていましたが、景観遺産的な「いなか道」を残すということは、道路はそのまま整備をしないということを確認していくわけです。そこへ住民から側溝を付けてくれという話はノーだということに、地域はどのように考えるのでしょうか。</p> <p>○ を残せという主張をすればするほど、河川改修計画は良いのかという議論にもなってしまいます。</p> <p>○公共施設については、景観重要公共施設として指定する方法もあります。そのため、景観重要公共施設としてどうなのかという議論も必要になってきます。</p>
会長	<p>○その辺りはペンディングにせざるを得ないと思います。</p> <p>○3人以上の推薦があったものについては、少なくとも市民の皆さんにご意見をうかがうのに充分耐えうる存在だと思えますし、候補として上げていくと。</p>
事務局	<p>○それでは、実際に現地を見ていただくものと、そうでないものの仕分けを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。現地を見てみないとわからないという意見がございましたので、現地を見ていただくとすれば、上石津ではこの辺りを、墨俣ではこの辺りをというような整理をしていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>○公共施設については別のご議論ということで、外していただいとて考えております。</p>
委員	<p>○これだけ見るものがたくさんありますので、とりあえずはエリ</p>

	<p>アごとで見るとほうが簡単だと思います。それを第一段階として、その中で、この辺りは外すというような選考をしてはどうか。すべての物件を見るのは日程的に厳しいので、ある程度、「くくり」という意見があるので、エリアの中で優先順位を付けるようなかたちで、これは入れておこう、これは外しておこうということで、現地を回って決めたほうがわかりやすいと思います。</p> <p>○ただ、シンボリックなものは、それだけでも入れても良いのかなと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>○1日回ると20件くらいでしょうか。現地視察の必要がないものを外して、3地域ごとですので、結構回れるのでしょうか。</p> <p>○即物的に処理をする前に、「ものさし」をある程度そろえておくため、それぞれの専門の立場から、これにはこういうものがありますというような、例えば「いなか道」ということだと、「何だ？」ということになります。委員が捨てていただいたことに対して、他の委員から周辺の状況を説明していただくと、この道は歴史的な街道の一部であることがわかり、これは現地を確認しておく必要があるということになります。</p> <p>※この後、個々の物件例を上げて意見交換し、</p> <p>①大規模な工場群や採掘場等、産業遺産の中でも、どちらかという「負の遺産」と考えられるもので、特に現在も使用されているものなどは、今回除外すること</p> <p>②道標や常夜燈、石碑関係のもので、そのものは非常に価値のあるのだけれど、位置が動いてしまっているというようなものは、文化財に指定されていたとしても、景観遺産の指定は難しいということ</p> <p>等を確認。</p>
<p>会 長</p>	<p>○今日の段階で完全に白黒決めてしまう、現地視察を行うものも含めて、今日でシャッターを閉めてしまうというのではなくて、委員の先生には申し訳ないのですが、常夜燈の位置がどうだったのかということなど、お気付きの点について情報を提供いただいて、こういう観点からピックアップすべきだというのがあれば、今日、この時点ということではなく、現地を回るまでにご連絡いただければ、また追加でいくつか入れるのは可能でしょうから、そういうかたちで、現地を回る範囲というの</p>

	<p>を整理するということで進めていくということでよろしいでしょうか。</p> <p>○そこにあるということといえますか、場所性というものが非常に重要であるという視点は、やはり景観遺産だけに持たなければいけないと思います。</p> <p>○それでは順番に見ていきますが、群として回るときについてに見れるものがあれば、「○」が1つ2つとして上がっているものでも見ても構わないと思います。</p> <p>※「○」が1つ又は2つ付いている候補物件について、1物件ずつ委員に意見を聴き、現地視察を行うもの、ついでに見ることができるのであれば現地視察するもの、現地視察の必要はないと思われるもの、に仕分けを行った。</p>
会 長	○それでは、ただいまご議論いただいた内容を事務局に整理していただいて、現地視察のスケジュールを組んでいただくということでよろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	○ありがとうございました。それでは、ご発言もないようですので、現地視察を行う物件については、そのように決定させていただきます。
	※事務局に対し、議案審議②「大垣市景観遺産選考物件の現地視察について」説明を要請
事務局	※「大垣市景観遺産選考物件の現地視察について」を説明し(省略)、事前に聞き取りを行った各委員の予定をもとに、各委員が終日都合の良い日として、12月9日、25日、1月6日、13日、15日、20日、27日があることを報告
会 長	※委員の都合を再度確認し、景観遺産選考物件の現地視察について、12月9日、25日、1月6日、13日で実施し、1月15日を予備日とすることを決定
会 長	※事務局に対し、議事(3)「その他」について説明を要請

<p>事務局</p> <p>会 長</p>	<p>※「今後のスケジュール」について説明（省略）</p> <p>○ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見・ご質問等ありましたら、ご発言願います。</p> <p>※会長より、現地視察結果のとりまとめ及び景観遺産の選定を行う第4回景観遺産審議会について、全委員が都合の良い1月27日（水）午後を開催することを提案し、委員の了解を得る。</p> <p>○それでは、意見、質問がないようですので、本日予定されている議案は以上でございます。これをもちまして審議会を閉会といたします。本日は大変遅い時間まで、どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">（終了時刻 午後6時00分）</p>
<p>配布資料 一 覧</p>	<p>大垣市景観遺産審議会委員名簿 資料1</p> <p>大垣市景観遺産指定実施要綱 資料2</p> <p>大垣市景観遺産の指定に係る委員選考結果について . . 資料3</p> <p>大垣市景観遺産選考物件の現地視察について（案） . . 資料4</p> <p>今後のスケジュール（案） 資料5</p> <p>大垣市景観遺産候補物件台帳（公募分） ～事前配布済み～</p> <p>大垣市景観遺産候補物件台帳（文化財） ～事前配布済み～</p>